

中津川市技術研修等派遣助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における事業所の事業主が、技術水準の向上等を図るため、他の研修機関が実施する技術研修等(以下「研修等」という。)に従業員を派遣した場合において、事業主に対してその受講料の一部を助成することにより、事業所内の優秀な人材を育成し、もって市内の産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業主」とは次に掲げるすべての事項に該当するものとする。

- (1) 市内で事業を営む事業所の事業主であること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 研修等に係る受講料の全額又は一部を負担し、かつ受講期間中通常の賃金を支払う事業主であること。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、社命として所定労働時間内に研修等を受講して全課程を修了した事業主・役員又は従業員(いずれの場合も主たる勤務先が市内の事業所である場合に限り、かつ従業員については雇用保険の被保険者に限る)を雇用する事業主とする。

(助成対象研修)

第4条 助成の対象となる研修等は、他の研修機関が当該事業所外で実施する研修等で、かつ、1日の受講時間が所定労働時間内に原則として3時間以上である研修等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 専門知識、技能を習得させるための研修
- (2) 技術革新に対応するための研修
- (3) 配置転換等により新たな職務に就かせるための研修
- (4) 定年退職後の再就職の円滑化等のための研修
- (5) 上記以外の職業能力の開発向上のための研修(他の研修機関が当該事業所内で行う研修等を含む)。ただし、OJT、新入社員研修、社内研修(外部講師によるものを含む。)、通信教育及び視察研修等は除く。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、受講料の2分の1以内の額(事業主が受講料の一部を負担した場合は、その額の2分の1以内の額。)で市長が必要と認めた額とする。ただし、1人につき50,000円(1人年1回、1研修に限る。)を限度とし、国等の他機関から受講料に対して助成金等が支給される場合は、他機関の支給決定があった後に助成金額を決定することとし、その額は、受講料の2分の1以内の額で、他機関からの助成金等との合計額が受講料を超えない範囲内とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中津川市技術研修等派遣助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の概要書(様式第2号)
- (2) 受講料支払を証するに足りる書類(写し)

(3) 受講期間中通常の賃金を支払ったことを証するに足りる書類(写し)

(4) 研修等を修了したことを証するに足りる書類(写し)

2 交付申請の時期は、次のとおりとする。

(1) 4月から9月までの間に修了した研修等に係る交付申請 10月1日から同月末日まで。

(2) 10月から翌年3月までの間に修了した研修等に係る交付申請 翌年4月1日から同月末日まで。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請書が提出されたときは、当該書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、中津川市技術研修等派遣助成金交付決定通知書(様式第3号)により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金交付の目的を達するため必要があるときは、条件を付することができる。

(請求)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに中津川市技術研修等派遣助成金交付請求書(様式第4号)により、市長に請求しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(返還等)

第10条 市長は、第7条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽その他不正な申請により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の目的に使用したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。